

社会福祉法人釧路町富喜会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路町富喜会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいい、評議員及び第三者委員並びに評議員選任解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任され、理事会において決議された常務理事とし、専ら法人の業務を執行するために週4日以上かつ週32時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給及び決定)

第3条 法人は、常勤理事、非常勤役員の職務遂行の対価として、勤務形態に応じた報酬等を支給することができる。

2. 常勤理事の報酬は月額とし、別表第1「常勤理事俸給表」に定める金額のうちから、理事長が理事会の承認を経て、評議員の決議によって定めるものとする。
3. 前項に定める報酬のほか、常勤理事には賞与を支給することができるものとし、算定にあたっては別表第2の「賞与支給基準」に基づき算定される額とする。
4. 非常勤役員の報酬は、理事会、監査及び評議員会のほか、役員の職務としての出席に対し、別表第3の「非常勤役員報酬表」に基づき、費用弁償とともに支給することができるものとする。
5. 理事が法人の施設及び本部事務局の職を兼ねるときは、給与規定を適用し、役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬及び賞与に係る支給日は給与規定を準用するものとする。

2. 非常勤役員にあつては、役員の職務として理事会等に出席の都度支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 「常勤理事報酬表」(第3条第2項関係)

号 俸	報酬等の額	備 考
1号俸	月額 260,000円	
2号俸	月額 262,500円	
3号俸	月額 265,000円	
4号俸	月額 267,500円	
5号俸	月額 270,000円	
6号俸	月額 272,500円	
7号俸	月額 275,000円	
8号俸	月額 277,500円	
9号俸	月額 280,000円	
10号俸	月額 282,500円	
11号俸	月額 285,000円	
12号俸	月額 287,500円	
13号俸	月額 290,000円	
14号俸	月額 292,500円	
15号俸	月額 295,000円	
16号俸	月額 297,500円	
17号俸	月額 300,000円	(上限)

別表第2 「賞与支給基準」(第3条第3項関係)

6月の賞与 報酬月額×職員賞与支給率×0.6
 12月の賞与 報酬月額×職員賞与支給率×0.6

別表第3 「非常勤役員報酬表1」 (理事、監事、評議員、第三者委員、選任解任委員)

1日 3時間以上 8,000円
 1日 3時間未満 4,000円

